

新しい法人制度により、JIAは、2013年11月30日までに公益社団法人か一般社団法人へ移行しなければならないことは前号まででお知らせしてきました。移行しない場合は解散となります。

今号では公益社団法人あるいは一般社団法人への移行方法や問題点を考えます。

公益社団法人への移行認定

特例民法法人が公益社団法人に移行する場合の認定基準は次の2点です。

1. 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること
2. 認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること

まず、1. の法人法及び認定法に適合するというのは、例えば、JIAには理事がいて理事会がありますが、これらは主務官庁の指導監督や法人の判断で任意に設置している機関でした。ところが、法人法では法律で理事等の法人の機関やその権限、義務を定めています。従って、移行に当たっては、法人は法律に則った機関設計をして定款に明示する必要があります。

次に2. の認定法第5条に適合するというのは、概ね次の6点です。

- (1) 経理的基礎があるか
- (2) 技術的能力があるか
- (3) 社員や理事などの法人関係者などに特別の利益を与えないか
- (4) 収支相償が見込まれるか
- (5) 公益目的事業比率が50/100以上となるか
- (6) 遊休財産額が限度額以下か

(1)では財政が健全であり、経理に精通した者が適切に監査等を行い、情報を開示することが求められます。(2)では実施する事業

に見合った専門的能力を有する人材や必要な設備を有することが求められます。(4)では公益目的事業の収入の額がその事業を実施するのに係る適正な費用の額を超えないことが求められます。ただし、仮に収入が費用を上回っても、その差額を将来その事業を実施するための費用に充てる資金に繰り入れる場合はこの条件は満たしているとされます。ある意味で抜け道のようにも、また、足かせのようでもあります。(5)では公益目的事業に係る費用が全体の支出の50%以上となる事を求められます。この場合、公益目的事業に係る費用には実際に支出した費用の他に会員などがその事業のためにボランティアで活動した費用相当額(無償の役務)や将来特定の活動を実施するための毎年の積立金などを含めることができます。また、管理部門で発生する費用、例えば、職員の給料等もその職員が公益目的事業に関わっていれば、それへの従事割合に応じて公益目的事業に係る費用に組み入れることができます。(6)の遊休財産とは法人の純資産のうちの具体的な用途が定まっていない財産のことで、その額が1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけないということになっています。

これらの条件を満たせば公益法人の認定を受けることができますが、これらの条件の中で一番問題となりそうなのは、公益目的事業比率が50/100以上になるのかどうかです。さらにいうと、JIAの行っている事業が公益目的事業として認められるかということです。もちろん、従来から実施している事業が認められなければ法で認められる事業を行えばよいのですが、それがJIAの目指すものかどうか考えなければなりません。



鈴木慶智

1978年 名古屋工業大学工学部
建築学科卒業
同年 ㈱伊藤建築設計事務所
入所
1992年 JIA入会
2004,2005年度 東海支部会報委員長
2006,2007年度 東海支部幹事・愛知地域
会副会長
2008年 定款改定委員会委員

公益目的事業とは

JIAは今まで社団法人としていろいろな事業をしてきたのだから、それらは公益事業であるといってみても始まりません。公益目的事業については認定法第2条第4項で定められており、最終的には移行申請の際に行政庁に認められなければ公益目的事業にはなりません。法によると公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとされており、法の別表に「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」以下23項目の事業が定められています(23項目については「建築家architects」4月号21ページ参照)。ここで重要なのはJIAの事業がこの23種の事業に該当し、かつ、不特定多数の利益の増進に寄与すると認められることです。不特定かつ多数の利益の増進に寄与するかどうかを判断する基準として公益認定等委員会は「公益目的事業のチェックポイント」を公表しています。ここでは事業をその形態等で「検査検定」、「資格付与」など17に区分して具体的な事業名の例をあげるとともに、不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものの事実認定に当たっての留意点を記しています。例えば、「講座、セミナー、育成」という事業では次のようになっています。

- ① 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与する事を主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。(ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応

した合理的な参加の要件を定めることは可)

- ③ 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。（専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない）
- ④ 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

例えば、JIAがある重要文化財建築の価値について解説する講習会を開催するとします。これは公益目的23事業のうちの「文化及び芸術の振興を目的とする事業」に該当しそうです。その講習会の案内をJIAのHPに掲載し参加募集すれば、適当な方法で明らかにしていることになりそうです。但し、参加資格が会員のみでは不特定多数の者の利益の増進にならない可能性が大きいです。一般市民に公開すれば公益目的事業になりそうです。JIAの場合は法外な講師料は払えませんからこの点は問題にならないでしょう。このようにJIAの行う多様な事業が公益目的23事業のどれに該当し、17区分のチェックポイントに照らして公益目的事業になり得るのかを検討する必要があります。仮に先ほどの講習会が公益目的事業として認められるとすると、講習会の会場費、講師謝礼あるいは講習会当日、JIAの職員が受付に張り付けばその職員の給料におけるこの講習会への従事割合分、さらには会議を繰り返してこの企画を練ったJIA会員の無償役務分等が費用として計上することができます。これらにより公益目的事業比率を算定することになるようです。

公益法人に移行した場合は行政庁の監督を受け続けることになり、必要に応じて報告を求められ、場合によっては立入検査を受け、最悪の場合認定取り消しということもあります。認定が取り消された場合は一般法人になりますが、その場合は、取り消しから1ヵ月以内に「公益目的事業財産の

残額」に相当する額を法で定める公益的団体等に贈与することになります。

一般社団法人への移行認可

特例民法法人が一般社団法人に移行する場合の認可基準は次の2点です。

1. 定款の内容が法人法に適合するものであること
2. 公益目的支出計画が適正で、確実に実施される見込みのあること

1. については公益社団法人へ移行する場合と同様に法律に則った機関設計が必要となります。

2. の公益目的支出計画というのは法人の純資産から算定した公益目的財産額に相当する金額を公益目的のために消費していく計画です。従来の公益法人が公益事業や税制優遇で貯めた資産を一般法人へ移行した後に自由に使わせない、これまで公益事業等で貯めた金は、まず、公益事業で使い切ってから一般法人として自由な活動をしなさいということ。公益目的財産額は法人の貸借対照表の純資産の部に計上される金額に法令に定める項目の金額を加減して算出される額です。JIAでは今、本部、支部、地域会の会計一本化を図っていますので、そこで明らかになるとは思いますが、財産のほとんどが公益目的財産額に相当しそうです。

公益目的支出計画とは

公益目的支出計画についてもう少し詳しく説明すると、先に述べたように、法人の公益目的財産額を実施事業等で消費していくというものです。実施事業等には次の3種類があります。また、公益目的支出計画は期間の定めが無く、何年かかっても構いません。

1. 認定法で定める「公益目的事業」
従来実施してきた事業とは異なる、全く新しい事業を実施することもできます。
2. 従来から実施してきた事業で、従来の主務官庁が「公益的な活動」

として認める事業

ただし、公益認定等委員会が指導監督基準に照らして公益にふさわしくないと判断した場合は認められないことがあります。

3. 認定法に定める公益的団体等への寄付

JIAでは本部、支部、地域会で様々な活動を行っています。費用が収入を上回る赤字の事業が多々あると思います。その中で公益目的事業と認められるものを行って公益目的財産額を消費していくことができます。例えば、公益目的財産額が1,000万円として毎年100万円赤字を出す事業があるとすると、この事業を10年続ければ公益目的財産額を消費したことになり、公益目的支出計画は終了します。公益目的支出計画は法人の純資産を減らすことを求めています。公益目的支出計画を実施しながら、収益事業で稼ぐことも可能です。公益目的支出計画を実施している間は公益法人と同様に行政庁の監督を受けます。短い期間で消費し終われば、晴れて一般法人として自由の身になりますが、これが長い期間かかれば公益法人とあまり変わらないことになるでしょう。一方、公益目的財産額をまとめて公益的団体に寄付してしまえば、すっきりと一般法人になりますが、資産が無くなってしまいます。

先日、定款改定特別委員会では民間のコンサルから法人移行についての簡単なレクチャーを受けました。先方はJIAのことを十分理解しているわけではありませんが、印象としては、JIAは公益、一般のどちらの法人へでも移行可能ということでした。ただし、コンサルがノウハウを発揮して取り組んだ場合のことでしょう。当然、相当なコンサル料が必要となります。そのような様子も多少見えてきましたので、私達としては、まず、JIAの存在意義や目指す方向等を会員一人一人が改めて明確にすることが重要ではないでしょうか。